

広陵町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

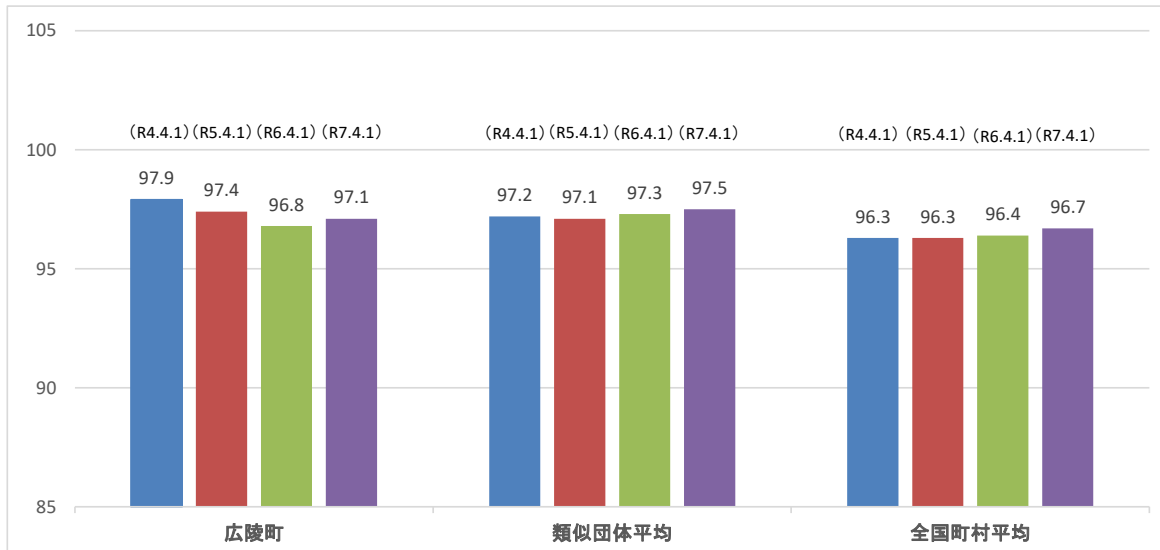
区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R6年度	35,023	17,109,223	479,210	2,396,006	14.0	15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
R6年度	229	778,357	151,043	321,212	1,250,612	5,441	5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレズ指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
R6年度	円	円	円	%	%	%
			(%)			2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
R6年度	月	月	月	月	月	月
						4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、平均2%の引き下げを行った国家公務員の俸給表に準じて引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、広陵町においても6%を支給。ただし、東京都の特別区の区域に勤務する職員には、平成30年4月1日から20%を支給(国基準20%)。なお、地域手当の支給単位の広域化に伴い、令和7年4月1日からは5%、令和8年4月1日からは4%に引下げ。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。地域手当の支給単位の広域化に伴い、令和7年4月1日からは5%、令和8年4月1日からは4%に引下げ。

3) その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広陵町	43.3 歳	318,400 円	420,782 円	420,782 円
奈良県	41.6 歳	321,998 円	416,833 円	380,912 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
広陵町	62.1 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
用 務 員	62.1 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	用務員	49.0 歳	251.0 千円	—
	歳	人	円	円	円		歳	千円	
	歳	人	円	円	円		歳	千円	
	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
奈良県	54.1 歳	42 人	290,240 円	342,579 円	327,793 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	6 人	300,025 円	336,084 円	321,797 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
広陵町	—	—	—
用 務 員	— 千円	3,395.7 千円	—
	千円	千円	
	千円	千円	
	千円	千円	

※人数が1人である平均給与月額の欄は、個人情報保護のため表示していません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
広陵町	42.4 歳	298,800 円	393,225 円
奈良県	40.4 歳	359,373 円	415,172 円
類似団体	40.8 歳	313,424 円	351,860 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (R7年4月1日現在)

区 分		広陵町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	185,700 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	220,100 円	252,000 円	— 円
	高校卒	188,000 円	235,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (R7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	228,600 円	324,900 円	354,300 円	392,300 円
	高校卒	— 円	— 円	342,500 円	358,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	284,200 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

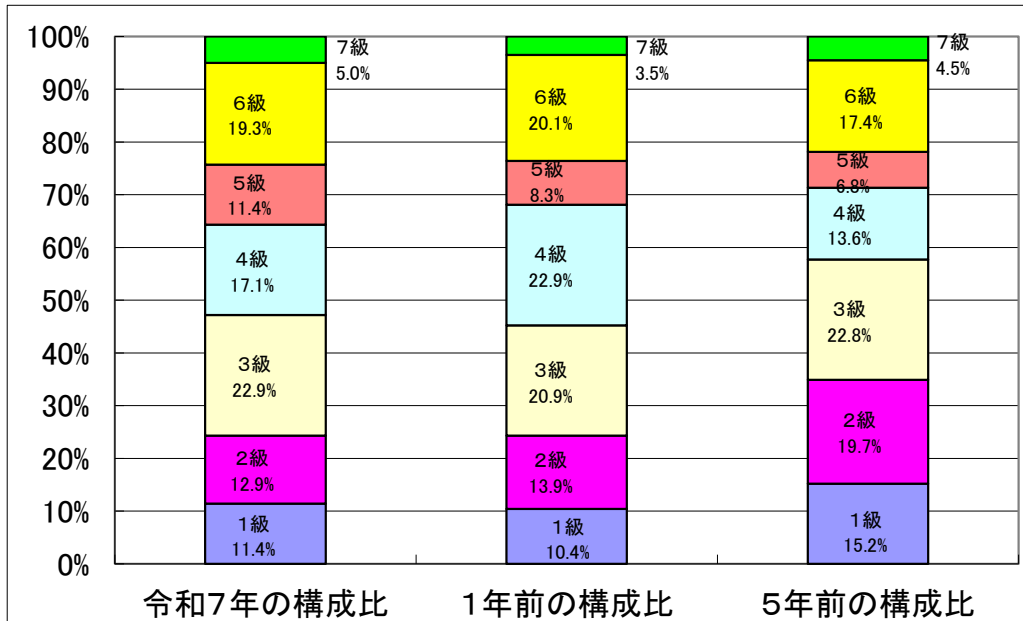
※人数が1人である平均給料月額の欄は、個人情報保護のため表示していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

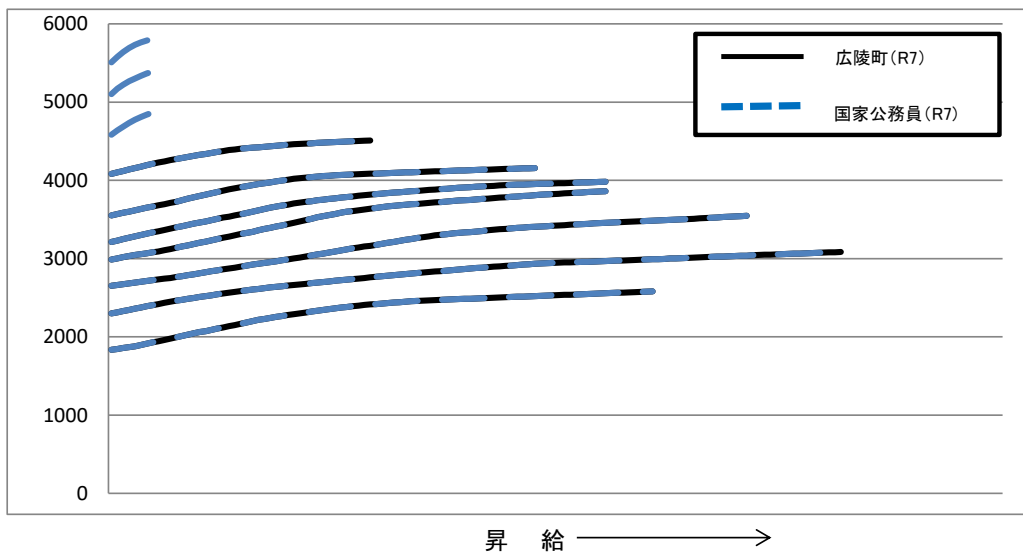
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (R7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補	16 人	11.4 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事、技師	18 人	12.9 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任、主任技師	32 人	22.9 %	265,300 円	354,700 円
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、保育園副園長、幼稚園副園長	24 人	17.1 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、保育園長、幼稚園長	16 人	11.4 %	321,300 円	398,200 円
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長、主幹	27 人	19.3 %	355,200 円	415,700 円
7 級	理事、部長	7 人	5.0 %	408,300 円	450,900 円

- (注) 1 広陵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（－））（R 7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分（一律）				
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広陵町	奈良県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,624 千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,640 千円	— 千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (R 7年4月1日現在)

広陵町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 制度なし)			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 12,471 千円			1人当たり平均支給額 12,471 千円		
			(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(R 7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		51,781 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		229,119 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域	5 %	226 人	5 %
東京都(特別区)	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (R 7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		20 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		3,334 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		1.7 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病防疫作業	0 千円	作業1日につき2,000円
行旅病人、死亡人収容護送作業手当	行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業に従事する職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業	0 千円	1件につき4,000円
犬、猫等死体処理手当	犬、猫等の死体処理に従事する職員	犬、猫等の死体処理	20 千円	1件につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	26,356 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	115,092 円
支給実績(令和5年度決算)	31,286 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	132,009 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (R7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 子11,500円(特定期間の加算5,000円) その他6,500円	同		17,815 千円	204,765 円
住居手当	○借家・借間 (家賃月額16,000円を超える場合に限り) ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円~61,000円 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	同		9,270 千円	264,835 円
通勤手当	片道2km以上に限る ○交通機関利用 6箇月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて月額 2,000円~31,600円	同		11,897 千円	62,613 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員について、その職務に応じて次のとおり支給する。 ○理事 75,000円 ○部長、局長 65,000円 ○部次長 55,000円 ○課長、認定こども園長 45,000円 ○主幹 35,000円 ○課長補佐 30,000円 ○幼・保育園長 30,000円 認定こども園副園長 ○主幹保育教諭、上席主任 25,000円 主任保育士、主任教諭	同		30,755 千円	488,175 円
宿日直手当	宿日直 1回4,400円 常直 月額22,000円	同		1,034 千円	8,617 円

5 特別職の報酬等の状況 (R7年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
報 酬	市区町村長	814,000 円	920,000 円 / 559,000 円
	副 町 長	(840,000 円)	760,000 円 / 530,000 円
	議 長	377,000 円	499,000 円 / 280,000 円
	副 議 長	(319,000 円)	430,000 円 / 214,000 円
	議 員	(290,000 円)	400,000 円 / 189,000 円
		(692,000 円)	
期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.15	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45	月分
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 651,200円×在職年数×520/100	(1期の手当額) 13,545千円 (支給時期) (任期毎または在任期間毎の選択可)
	副 町 長	603,900円×在職年数×330/100	7,972千円 (任期毎または在任期間毎の選択可)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

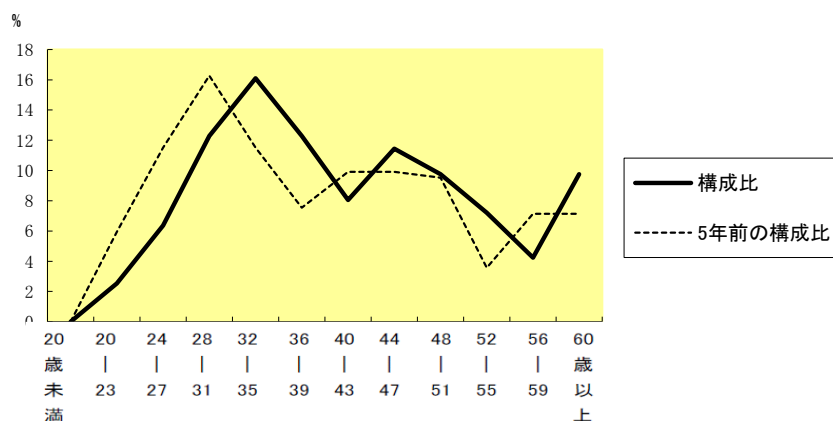
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計	議 会	3	3	0	
	総 務	57	60	3	人員配置見直しのため
	税 務	12	12	0	
	民 生	57	50	▲ 7	人員配置見直しのため
	衛 生	17	18	1	人員配置見直しのため
	勞 働	0	0	0	
	農 林 水 産	5	5	0	
	商 工	4	6	2	人員配置見直しのため
	土 木	14	13	▲ 1	人員配置見直しのため
	小 計	169	167	▲ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 47.68 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 54.10 人)
	消 防	0	0	0	
	教 育	60	53	▲ 7	人員配置見直しのため
	小 計	229	220	▲ 9	<参考> 人口1万人当たりの職員数 62.82 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.47 人)
公営企業計 等部門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	2	3	1	人員配置見直しのため
	そ の 他	7	7	0	
	小 計	15	16	1	
合 計		244 [313]	236 [313]	▲ 8 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 67.38 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	15人	29人	38人	29人	19人	27人	23人	17人	10人	23人	236人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	166	167	171	171	169	167	1人 (6.0%)
教育	70	71	74	66	60	53	△17人 (△24.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計	236	238	245	237	229	220	△16 (△6.8%)
公営企業	16	17	14	16	15	16	△16人 (△6.3%)
総合計	252	255	259	253	244	236	0

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 1,006,678	千円 70,507	千円 10,194	% 1.0	% 4.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)R5年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
R6年度	人 2	千円 7,027	千円 449	千円 2,718	千円 10,194	千円 5,097	千円 5,844

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 陵 町	41.0 歳	296,450 円	315,237 円
団 体 平 均	43.3 歳	318,400 円	420,782 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

広陵町		広陵町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,359 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,624 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（R 7年4月1日現在）

広陵町			広陵町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円			1人当たり平均支給額 12,471 千円 - 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(R 7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		422 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		211,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
町内全域	5 %	2 人	5 %

エ 特殊勤務手当（R 7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1,500 円
支給実績(令和5年度決算)	367 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	91,750 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当（R7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 子11,500円(特定期間の加算5,000円) その他6,500円	同		0千円	0円
住居手当	○借家・借間 (家賃月額16,000円を超える場合に限り) ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円~61,000円 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	同		0千円	0円
通勤手当	片道2km以上に限り ○交通機関利用 6箇月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて月額 2,000円~31,600円	同		24千円	12,000円
管理職手当	管理監督の地位にある職員について、その職務に応じて次のとおり支給する。 ○部長 65,000円 ○部次長 55,000円 ○課長 45,000円 ○主幹 35,000円 ○課長補佐 30,000円	同		0千円	0円
宿日直手当	宿日直 1回6,600円 常直 月額22,000円	異	単価	0千円	0円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和7年4月1日現在）

<p>月曜日～金曜日(休日・祝祭日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間 60分</p>
--

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(令和6年)
1年につき20日付与 現年に付与した日数の残日数は 翌年に繰り越し可	11.0日

(3) 主な特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給/無給	付与(限度)日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	公民権行使や証人等に出頭するための休暇	有給	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	有給	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	有給	5日/年
	結婚休暇	有給	連続5日/年
	妻の出産休暇	有給	2日
	育児参加のための休暇	有給	5日/妻の産前、産後の休暇中
	出生サポート休暇	有給	5日/体外受精等の場合は10日
	産前、産後休暇	有給	産前8週間、出産の日から8週間
	子の看護のための休暇	有給	5日(時間単位可)/年
	”(2人以上)	有給	10日(時間単位可)/年
	要介護者のための休暇	有給	5日(時間単位可)/年
	”(2人以上)	有給	10日(時間単位可)/年
	親族の死亡	有給	1~7日
夏季休暇	有給	5日/6月~10月の間	
リフレッシュ休暇	有給	勤続年数の区分に応じ連続2日~5日/年	
妊娠中の休息・捕食休暇	有給	必要と認められる期間	
妊婦の通勤緩和休暇	有給	必要と認められる期間(1日1時間まで)	
妊産婦の保健指導・健康診査休暇	有給	必要と認められる期間(1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内)	
介護休暇	配偶者、父母、子など負傷又は疾病のため、日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	1時間当たりの給与額を減額	6月

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。
育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(令和5年度)	取得者数(令和6年度)
育児休業	13人(2人)	8人(4人)
部分休業	10人(0人)	3人(0人)

※()は男性職員の取得数

9 分限及び懲戒処分の状況

(令和6年度)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	0人	0人

① 分限処分

分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。

心身(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職になります。

この場合、退職手当などに不利益な取扱いはありませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。

② 懲戒処分

懲戒処分とは、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。

分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されません。

10 職員のサービスの状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。

この根本を基準とし、次のような服務上の義務が定められています。

- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務(守秘義務)
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為の禁止
- ・営利企業等の従事制限

11 公平委員会への措置要求・不服申立の状況

(令和6年度)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立の状況	0件
苦情処理の状況	0件

懲戒、その他の本人の意に反すると認める不利益な処分が行われた場合、その職員は行政不服審査法による不服申立ができます。また、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

それらの不服申立や措置要求がされた場合、公平委員会はその職員から口頭審理その他の方法により審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消しを行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。

12 研修の状況

職員に高度な専門知識、技術などを習得させるため職員を研修機関等へ派遣しています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

奈良県市町村職員共済組合加入(学校関係職員除く)
公立学校共済組合奈良支部加入(学校関係職員)
地方公務員災害補償基金奈良県支部加入
職員健康診断実施(医療法人 健康支援三恵へ委託)